

2019年9月5日

北九州市教育長
田島裕美 殿

一般社団法人 DOCOMOMO Japan
代表理事 渡邊研司



「北九州市立埋蔵文化財センター基本計画(案)－旧八幡市民会館の活用－」に対する意見書

平素より、本法人の活動につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、本法人は2019年6月22日付けで「旧八幡市民会館の改修に関する要望書」を貴市長などに宛てて提出し、旧八幡市民会館の歴史的文化的価値を守る改修とするよう要望いたしました。その後、貴市が2019年7月26日付で「北九州市立埋蔵文化財センター基本計画(案)－旧八幡市民会館の活用－」(以下、「基本計画案」とする)を発表されました。その「基本計画案」を拝見いたしました。

一時はこの建物の存続そのものが危ぶまれた時期もありましたが、改修されて保存活用が進められる予定であることを確認して安堵するとともに、ここまで検討し努力を積み重ねて来られた貴市に対して敬意を表する次第です。

ただ、この「基本計画案」からは、旧八幡市民会館の建物の歴史的文化的価値を守る上では、懸念される部分も見受けられます。文化財的価値の高い旧八幡市民会館の建物ですので、本来でしたら、「保存活用計画」を立案し、これまでの改築経過等からこの旧八幡市民会館の価値がどこにあるかを十分に明らかにしてから、「基本計画案」をまとめることが望ましいと言えます。

今後、この「基本計画案」に基づいた「プロポーザル」によって「技術提案」を募集するとのことですが、このまま「プロポーザル」が行われるとすれば、旧八幡市民会館が持つ歴史的文化的価値を十分に守ることができない可能性もあるように思われます。この「基本計画案」が「プロポーザル」のための参考に過ぎないものであったとしても、この案に沿った提案が誘導される可能性も考えられますので、慎重であるべきだと考えます。是非、以下の意見をご参考にされ、プロポーザルを実施いただけませんか。

また、実施に際しては、旧八幡市民会館のような近代建築の再生や保存活用に詳しい応募者できるだけ広い範囲から募集され、また近代建築の再生や保存活用に詳しい学識経験者や建築家を含めたオープンな審査を実施されますようお願いいたします。

貴市におかれましては、この貴重な建物の持つ高い文化的意義と歴史的価値について改めてご理解いただき、当該建物の歴史的な価値を保つための方途を積極的にご検討の上、推進されますよう、お願い申し上げます。

なお DOCOMOMO Japan は、引き続き、この建物の改修に関して、学術的観点からのご相談をお受けいたします。

僭越ではありますが、以下にこの「基本計画案」の懸念される点を具体的に挙げ、またいくつかの提案も示したいと思います。それをもちまして、DOCOMOMO Japan からの「意見」とさせていただきます。

・旧ホール内部

旧ホールは、旧八幡市民会館の建物の中でも、最も特徴ある歴史的文化的価値の高い空間だと言えます。最も慎重にこの空間の形や特徴の維持に努めながら、空間を有効活用していただくのが望ましいと考えております。

この空間を収蔵庫として活用すること自体は、問題ないと言えます。しかしながら、「基本計画案」の「施設設備計画」では、ホールの床一面に均一に1層分の収蔵庫を設置することが示されています。それでは、特徴あるホールの床が収蔵庫の建物ですべて埋められてしまい、元の姿が分からなくなる上、元の天井高が減じられてしまい、歴史的文化的価値が十分に維持できないことになってしまいます。一方で、収蔵庫上部の大ホールの大空間が大きく空いてしまいます。その上部空間は活用されずに単なる残余の空間となり、オリジナルの空間が十分有効活用されない状態になってしまっています。

これに対して、例えば、2層以上（かつ天井高以下）の収蔵庫を周囲の壁と隙間を空けながらホールの中央に設置したとすれば、その周囲の床は部分的にでも元のホールのように客席と斜めの床を残したままにすることができ、またその部分について元の天井高がそのまま維持されることとなります。しかも、収蔵庫が2層以上であれば床面積を増やすことが出来ます。

このことについて、参考になる事例があります。オランダのマーストリヒトに、「世界一美しい書店」と称賛されている、教会堂を書店に用途転用し改修したドミニカネン書店（Boekhandel Dominicanen）が建っています【図1】。この建物は、13世紀に建設されたゴシック様式の教会堂が書店に転用され2006年に竣工しています。書店への改修時に、元の床面積の2倍近い床面積が必要とされました。今回の旧八幡市民会館の「基本計画案」の「施設設備計画」のように床を均一に埋めるような形で2階の床を設ければ、2倍の面積が確保されます。しかしそれでは元の聖堂内の天井高が減じられ、全体の見通しも悪くなり、元の歴史的文化的価値が損ねられます。そこでこの改修設計者は、3階建ての鉄骨造のデッキを聖堂内の端に寄せて設置しました。これにより、床面積は要求通りとなった上、元の天井高や見通しは元の状態が維持されています。結果的に、元の歴史的文化的な価値と新しい機能が見事に共存しています。

こうした事例を参照すると、旧八幡市民会館においても、収蔵庫を1層に限定してしまうのではなく、2層以上にできる可能性を示す方が、建物をより有効活用することができ、歴史的文化的価値も守られるという、よりよい提案を導くと思われれます。

また旧ホール内の収蔵庫を2層以上として、例えばそのうちの1層部分をガラス張りの公開型の修復スペースとし、その周囲のスペースに見学のための動線を設ければ、そこから収蔵庫や修復室内部を見ることができ、修復行為そのものを新たな「展示」として見せることができます。埋蔵文化財センターの機能や空間についての新しい提案が可能になると思われれます。

この方式は、近年世界的な博物館や美術館に見られる新しい「展示」のあり方です。例えば、

日本人建築家の SANAA（妹島和世＋西澤立衛）が設計を手掛けて 2012 年に竣工したフランスのランスに建設されたルーブル美術館の別館、ルーブル・ランスでは、地階に収蔵庫が収められています。その一部がガラス張りにされ、修復行為が「展示」されています【図 2】。また、ラトヴィア共和国のリガに建つラトヴィア国立美術館（1905 年竣工・2016 年改修竣工／プロセスオフィス&リウス・スキアズグラス改修設計）では、美術館のいわゆるバックヤードを誰でも見られるように、保管庫の壁は透明にされ、収蔵庫が「展示」の一部になっています【図 3】。またドイツ・ベルリンの自然史博物館（フンボルト博物館／Museum für Naturkunde）の東館（1917 年竣工・2010 年改修竣工／ディナー&ディナー改修設計）でも、収蔵庫がガラス張りとなり、「展示」されています【図 4】。いずれも、バックヤードを「展示」スペースとしても扱うという、従来にない新しい試みです。

これらの事例を挙げたのは、旧八幡市民会館の内部をこのようなデザインにすべきだという提案ではありません。そうではなく、このような様々な提案が「プロポーザル」において可能なように、「基本計画案」の「施設設備計画」に限定的に描かれているゾーニングをもっと緩めるべきだ、ということを示すために挙げた事例です。こうした提案も可能になるような、自由度の高い「基本計画案」であることが望ましいと言えます。

また旧八幡市民会館の「基本計画案」の「施設設備計画」の収蔵庫を 2 層以上にしてホールの中央に設置した場合、そこからホールの壁に向けて梁を伸ばせば、ホールの耐震補強を兼ねることもできると思われます。現在の「基本計画案」では、耐震補強は別途実施するように見受けられますが、新たな活用の提案次第では、デザインや空間上の提案に耐震補強を兼ねることもでき、だとすれば全体のコストを抑えることもできます。しかしながら、現在の「基本計画案」の「施設設備計画」では、こうしたデザインや空間上の提案を誘導しにくいものになっていると言えます。

総じて、現在の「基本計画案」の「施設設備計画」では、旧ホール内部の使い方がやや限定的で、コストを抑えながらこの建物の歴史的文化的価値を守る提案や、新しい提案を誘導しにくいものとなっているように見受けられます。「プロポーザル」の際の参考案や条件とするためには、様々な提案が可能なものにしておいた方がよいと考えます。

・旧ホールの屋根および天井

これも旧ホールに関係することですが、その屋根および天井についても懸念があります。「基本計画案」では、「屋根仕上げは、たわみが大きく耐震性基準を満たしていないため、劣化したコンクリートと大波鉄板は全面撤去し、新設します」とされています。耐震性の向上のために、屋根を取り換えること自体は問題ないと考えています。

しかしながら、旧八幡市民会館の屋根は、設計者の村野藤吾のデザインの特徴が非常によく表れた部分です。薄く繊細なデザイン、ホール本体のボリュームから浮かせるようにして設置された軽快さ、全体に複数箇所折り曲げられたようなデザインは、この建物の外観を大きく特徴づけるものです。したがって、屋根を取り換えたとしても、これらの特徴がよく維持されるようなものにしていただきたいと思います。

また「基本計画案」の「施設設備計画」では、屋根の下にある旧ホール上部の天井が撤去され、失われてしまっているように見えます。しかしこの天井もまた、村野藤吾の特徴がよく表れたデザインであり、竣工当時のものが現在もよく残っています。これも元の姿で残すことが望ましいですので、そのことを「プロポーザル」の条件として盛り込んでいただければ幸いです。

旧ホールは収蔵庫に用途変更されるのだから元の天井が残っていなくてもよい、という考え方もあります。しかしながら、前述のように、もし旧ホールにも見学者が入れるようにするならば、元の旧ホールの姿が残されていることで、新旧が共存している様子を見ることができると言えます。それは、歴史的文化的価値を残しながら異なる用途として建物を活用する際の醍醐味だと言えます。

今回元の天井を撤去しようとしているのは、いわゆる「特定天井」として耐震改修が必要であるためだと推察しますが、もし天井を残したまま屋根を取り換えることが困難であったとしても、天井を撤去した後、同じ材料やデザインで再現、復元するなど、元の天井の姿を維持することは可能だと考えます。

これらのことについても参考になる事例があります。旧八幡市民会館と同じ村野藤吾が設計し、同じ1958年に竣工したホール建築として、鳥取県米子市の米子市公民館があります。この建物も一時解体の危機にありましたが、市民や専門家の声を受け、米子市が公民館のまま保存活用することを決めました。その後、耐震改修が行われて2014年に竣工しましたが、この際、屋根は元のもの全面的に撤去され新設されました。それによって耐震性が向上しましたが、外観や内部の見た目は、村野特有の薄さや軽快さ、繊細さも含めて、元の姿がそのまま維持されています。ホール内部の天井についても、改修前の姿が維持されています【図5・6】。この改修方法は、旧八幡市民会館でも大いに参考になるとおもわれます。

・旧ホール以外

旧ホール以外の部分についても、懸念されることがあります。例えば、「基本計画案」の「施設設備計画」の1階「ホワイエ」の東端（平面図左手）に「⑱展示室」が配置されており、また2階「ホワイエ」の東端（平面図左手）にも「㉔八幡市民会館に関する展示コーナー」が設けられています。これらの「ホワイエ」は、連続した開放的な空間にこそ大きな特徴があります。しかしここに展示室が設けられれば、おそらく壁や展示物が新たに設置され、元の空間の連続的で開放的な特徴が失われてしまいかねません。

こうした展示室を設けること自体を否定するものではありません。しかし、例えば「旧美術展示棟」に展示室配置すれば、「ホワイエ」は元の姿を保つことができるでしょう。「旧美術展示棟」にはすでに別の諸室が配置されていますが、前述したように、「旧ホール」内部の大空間を有効活用し、2層以上の収蔵庫などを配置すればスペースを捻出することができ、そちらに現在「旧美術展示棟」に配置されている機能を移すことができるとおもわれます。

また、「ホワイエ」には、エレベータが各所に新たに設置されています。エレベータの設置そのものについても問題があるわけではありません。しかしその設置場所についても、建物の歴史的文化的価値を守るために、再検討の余地があると言えます。例えば「基本計画案」では、旧ホールのホワイエの中央に設けられた左右対称形の階段の片側を壊して、地階から2階まで貫くエレ

ベータが設置されるような平面図が描かれています。しかしながら、この階段は非常に特徴ある部分の一つですので、それを半分潰すような形でエレベータが設置されることは避けることが望ましいです。階段から外れた部分に設置するか、場合によっては、旧ホールの大空間の内部に新設し、それを廊下やブリッジでつなげば、美しい階段の姿を維持することができますし、前述したように旧ホールの大空間を有効活用することができます。

村野藤吾は、「階段の名手」と称された建築家です。階段の折れ曲がり方や手摺、そして段裏に至るまで丁寧にデザインされ、独自のものになっています。旧八幡市民会館のこの中央階段も同様で、左右に分かれて上下するダイナミックな階段であり、床の厚みが薄く軽快に見え、蹴上が比較的低いためゆったりとした傾斜となっています。そしてその手摺は、繊細で凝ったデザインとなっています。これこそ、残されるべき部分です。エレベータの設置場所とその方法についても慎重に行うべきであることを、プロポーザルの条件として盛り込んでいただくことが、望ましいです。

同様のことが、「美術展示棟」の階段についても言えます。階段室を潰すようにして、エレベータが配置されています。これについては上下を繋ぐ動線（階段）が潰れてしまいますし、特徴ある部分でもありますので、やはり階段に重ならない位置にエレベータが設置されるように、計画案でも注意していただくことが望ましいです。

・「八幡市民会館に関する展示コーナー」

「基本計画案」のp.38には、2階の旧ホワイエ部分に「旧八幡市民会館に関する展示」が設置されると書かれています。これは、八幡市民会館時代にも設置されていたコーナーが継承されるのだと推測します。しかしながら、旧八幡市民会館だけに焦点を当てるのではなく、より発展的に、「八幡と村野藤吾」という形で、もう少し大きな枠組みで展示コーナーを開設されることを提案いたします。

村野藤吾は佐賀県唐津市で生まれていますが、幼少期から青年期までを八幡市で過ごしています。また地元の学校を卒業後は八幡製鉄所に勤務し、著名な建築家となってから、八幡市立図書館（1955年竣工／現存せず）、八幡市民会館（1958年竣工）、北九州八幡信用金庫本店（現・福岡ひびき信用金庫本店／1971年竣工）を手掛けています。また2017年になって明らかになったことですが、八幡製鉄所ロール加工工場（現・日鉄住金ロールズ／1941年竣工）も村野藤吾が設計し、現存しています。つまり、村野藤吾は旧八幡市民会館のみならず、八幡市全体と深い関係にあります。

こうした建物群全体を対象として、村野藤吾と八幡の関係が理解できるような展示となっていることで、より魅力的な展示になるはずです。その中の1つとして旧八幡市民会館の資料を展示し、また解体されてしまった旧八幡市立図書館の資料も合わせて展示するのが適当だと思われます。これらの建物は、北九州市が誇るべき非常に大きな価値を持つ財産ですので、その価値を市民と共有することで、北九州市の歴史や文化が深く理解され醸成されると言えます。

・外部の煙突

旧八幡市民会館には、旧ホールの西側に鉄筋コンクリート造の煙突が設置されていますが、「基本計画案」の p.31 に記載された 1 階平面図では、煙突が描かれておらず、煙突があるはずの「冷却設備」は「撤去」と書かれています。つまり、この煙突は撤去される計画であるようにも見えます。しかしこの煙突も、設計者の村野藤吾ならではのデザインですので、撤去せずに残していただきたいと思います。

この煙突は、六角形の平面を持ち、中央部で一旦細くなり、そこから上に向けて再び太くなるという独自のデザインを持っています。村野藤吾にしかできないような繊細なデザインですし、旧八幡市民会館を遠望した際にも、この煙突がアクセントとなっていて、景観的にも重要です。煙突としては使用しなくとも、内部を補強した上で、オブジェとなっても構いませんので、そのままの姿で残していただくことを「プロポーザル」の条件としていただければと思います。

・半地階のトイレ

これは歴史的文化的価値を損ねる事象ではありませんが、図面上に誤解と見られる箇所がありますので、指摘しておきたいと思います。「基本計画案」の p.30 の「半地階」の平面図に描かれたトイレなどに、「※上部㉔の箇所」と註が書かれ、その上の「地下 1 階」の平面図の右脇に、四角で囲われた㉔が描かれています。これでは、この㉔の場所に半地階のトイレがあるように見えますが、実際にはこの場所にトイレはありません。実際にあるのは、「地下 1 階」の「㉓資料室（書籍）」の付近です。建築の設計図では、半地階などを、このように欄外に出して描くことがありますが、それをその場所に設置されていると誤解して図を作成されているのではないかと思います。ご確認いただき、誤解が生じないように、図を修正いただければと思います。

・保存管理計画の作成

現在の「基本計画案」に書かれていないことですが、提案があります。今後、北九州市において、この建物を「文化財」として指定、登録、もしくは認識していただき、それにとまってこの建物の「保存活用計画」を作成していただければと思います。また「プロポーザル」で選ばれる改修設計者には、その「保存活用計画」を踏まえて改修を行うか、「保存活用計画」の作成に参画するなど、この建物の歴史的文化的価値を守る方法を貴市と一緒に検討していただくことを、「プロポーザル」の条件としていただければと思います。

「保存活用計画」は、その建物の所有者や管理団体が、「文化財」の歴史的文化的価値の保存と活用を両立するために定めるルールのようなものです。「保存活用計画」を作成することで、歴史的文化的価値を認識し、その価値を維持する方法をよりよく検討することができるようになります。

従来、「文化財」についての「保存活用計画」は、国の重要文化財など一部の「文化財」にのみ課されてきました。しかし、2018 年に国の文化財保護法が改正され、従来以上に「文化財」の「活用」が目指される法律となり、その権限や役割が「文化財」の地方自治体や行政に移譲され、そ

の対象が国の登録文化財や未指定の文化財にまで広げられるようになっていきます。合わせて、「保存活用計画」の作成についても、その対象が登録文化財や「未指定文化財」にまで広げられています。また文化庁などが「文化財」の保存活用の助成も募集しています。

DOCOMOMO Japan は、日本を代表する優れたモダニズム建築の一つとして、2015年に旧八幡市民会館を「選定」しております。しかし旧八幡市民会館は、制度上のいわゆる「文化財」であるわけではありません。今後は、北九州市の指定文化財に指定したり、国の登録有形文化財に登録したり、もしそれが不可能であっても、高い価値のある「未指定文化財」として認識いただいた上で「保存活用計画」を作成し、助成制度も使いながら、歴史的文化的価値と活用の両立を目指していただければと考えます。

・その他

建物全体に関して言えることですが、旧八幡市民会館は歴史的文化的価値の高い建物ですので、改修の前には、正確な実測図の作成や写真などによる記録を行い、十分な資料を作成いただきたく、それも「プロポーザル」の条件としていただければと思います。資料作成は、この建物の歴史的文化的価値の詳細を明らかにし、永く記録として残す上で必要なことであり、「保存活用計画」を作成する上でも必要になります。

また、今回の改修箇所については、将来的に再び用途が変わる可能性もあります。元の姿に戻すことが可能な（リバーシブル／着脱可能）な施工を、「プロポーザル」の条件としていただくことが、歴史的文化的価値の高いこの建物にふさわしいと言えます。

以上が、旧八幡市民会館の「基本計画案」において懸念される具体的な点や提案になります。

現在の「基本計画案」の「施設設備計画」の「施設構成（施設ゾーニング）」を見ますと、全体に隙間なく機能や諸室が配置されています。一見、空間が余すところなく有効活用されているようですが、逆に、諸室の配置が限定され過ぎており全体に余裕がない上、旧八幡市民会館の空間を十分に有効活用しているとも言えない部分もあります。

「プロポーザル」を前提とするのであれば、必要な諸室の面積だけを示し、ゾーニングなど「施設設備計画」そのものを「プロポーザル」で選ばれた設計者に提案していただくのが最も適切だと思います。今回の「基本計画案」のように「プロポーザル」にあたってゾーニングを提示することは、分かり易い反面、その案に近いものを誘導してしまう可能性があります。

しかしそれでもゾーニングを提示する場合は、前述したように、歴史的文化的価値を守るよう細心の注意を払いながら、より魅力的な空間にするための自由な発想や提案が可能にもなるようなものであって欲しいと考えております。



図1 ドミニカネン書店



図2 ルーブル・ランス 収蔵庫



図3 ラトヴィア国立美術館 収蔵庫



図4 フンボルト博物館 収蔵庫



図5 米子市公会堂 外観（改修後）



図6 米子市公会堂 ホール内部（改修後）